

能登半島地震 災害派遣 保健師班活動報告

1班 保健師 2名 ロジ 1名
派遣期間：令和6年4月21日～4月26日
活動期間：令和6年4月22日～4月25日

2班 保健師 2名 ロジ 1名
派遣期間：令和6年4月26日～5月2日
活動期間：令和6年4月27日～5月1日

報告内容

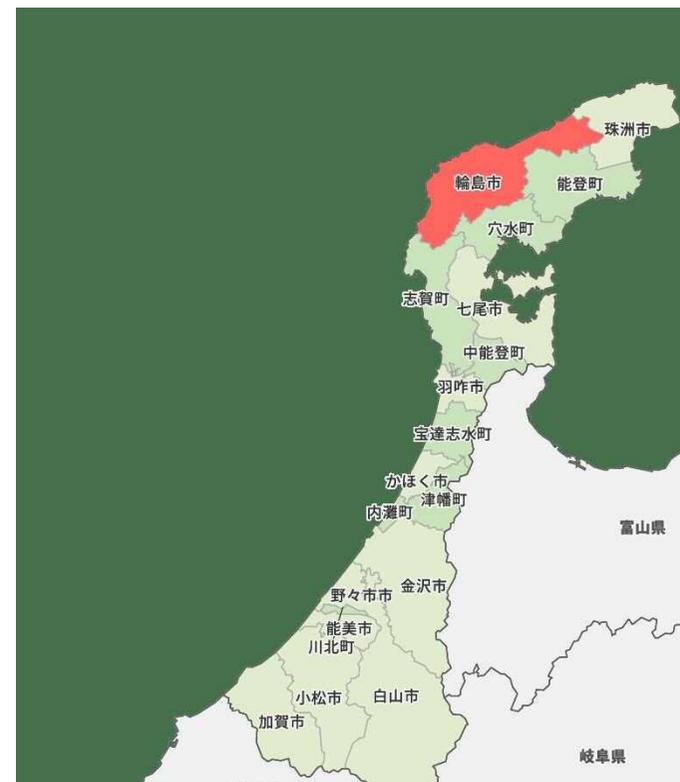
- 派遣地域の概要および被害状況
- 活動内容
(避難所巡回健康相談・仮設住宅全戸訪問)
- 災害対策として必要と感じた内容

石川県輪島市 基礎情報

〈基礎データ〉 人口：23,575人 高齢化率：47.6%

〈地区特性〉

- ・平成の大合併で輪島市・門前市が合併し現在の輪島市となる。
- ・山と海に挟まれた土地に居住者が多い。
- ・漁業・農業・伝統工芸・観光業が盛ん。
- ・旧門前町地区、平成19年（2007年）にも地震で被災している。



石川県輪島市 被害状況

●避難者数

	1/9時点	1/23時点	3/12時点
避難者数	12,905人	3,501人	1,857人
避難所数	189箇所	94箇所	53箇所

●人的被害

(3/5時点)

死者	行方不明者	重傷負傷者	軽傷負傷者
102人	確認中	213人	303人

●住宅被害

(3/5時点)

全壊	半壊	一部損壊
3,670棟	3,602棟	6,802棟

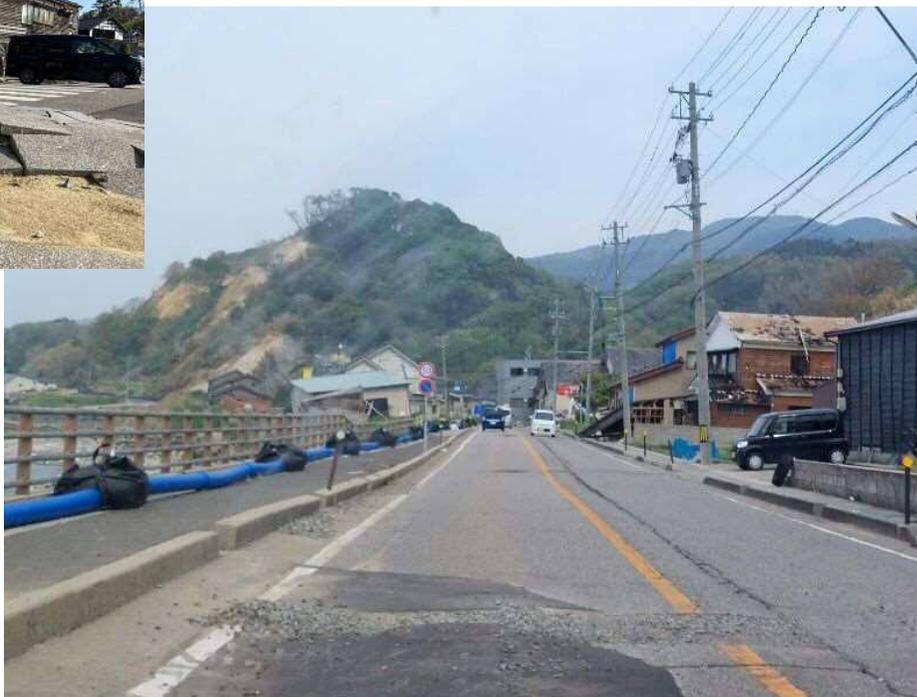
●被災家屋

ブルーシートの設置はできているが、
所々に、倒壊した家屋がそのまま残されている。



●道路状況

簡易修復はなされているが、道路状況は悪い。
土砂崩れも多発。



●生活面

- ・断水している地区が残存。



- ・日用品

スーパー等の店舗が4月末から徐々に営業再開しているが、数店しかなく、営業時間は短縮されている。

- ・医療機関

中核病院は機能しているが、個人クリニックによっては診療再開していない。

●行政サービス（健康・福祉関連）

・通常業務

乳幼児健診を4月末から再開するなど、少しずつ開始している。

・エコノミークラス症候群予防検診を実施

・職員も被災しており、働きづめで疲弊している。

●介護保険サービス

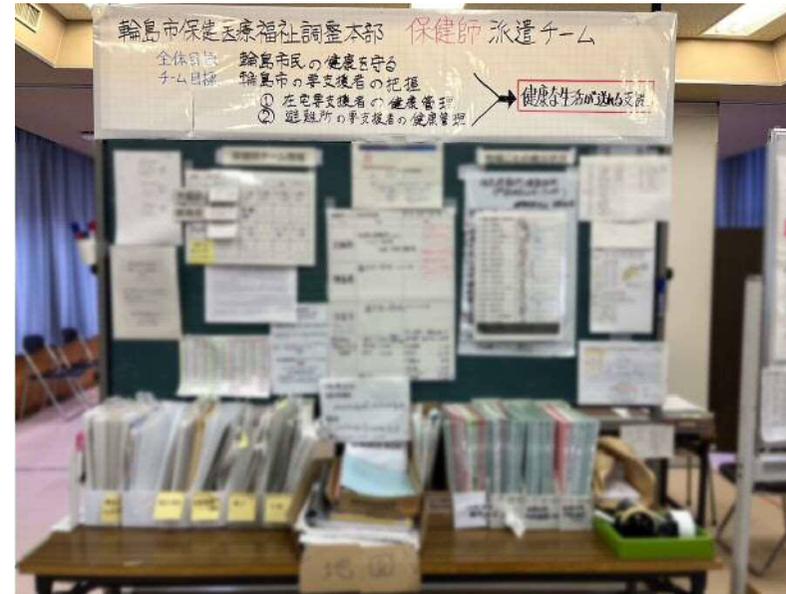
ほぼ機能していない印象。4月末から一部事業所が再開見込み。



保健師派遣 業務内容

① 避難所巡回健康相談・健康観察

② 仮設住宅全戸訪問・健康観察・健康課題把握



① 避難所巡回健康相談（輪島地区）

● 避難所巡回健康相談の内容

- ・ 既往歴・継続受診状況の把握
- ・ 被災後の心身の体調変化の把握
- ・ 不安やストレスの受け止め
- ・ 熱中症・感染症予防の啓発
- ・ 要配慮者の個人情報収集・輪島市職員への申し送り



●避難所の状況

- ・小中高校の体育館を中心に避難所が設置。
- ・段ボールベッドが主。
- ・避難所により、プライベート空間の確保状況に差がある。
- ・暖房器具は設置されているが、冷房が完備されていない場所が多い。

〈輪島中学校〉



〈河井小学校〉

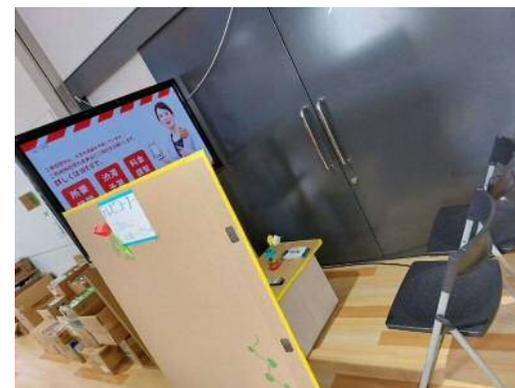


〈輪島高等学校〉



●避難所運営

- ・ 応援自治体から、輪島市職員・警備会社等に業務を移行中。
- ・ 物資配布スペース・交流スペース・情報提供ブースの設置あり。
- ・ 体操等を定期的に周知し取り組む。



●避難所の避難者の状況・気持ち

自宅が全壊・大規模半壊している方が多い

漁業や、輪島塗関連従事者など、仕事の再開の目処が立たない

今後の生活再建の見通しが立たないことへの不安や憤り

避難所から、仕事・自宅の片付け
通院などに通っている

日々の生活は大きく
困らない

食事は弁当配布・炊き出し等

元の生活と異なるため
食欲がわきにくい

本人が希望すれば、顔なじみの
避難者同士で話ができる

話すことで気がまぎれる

トイレは共用

水分摂取に抵抗感を持って
いる人もいる

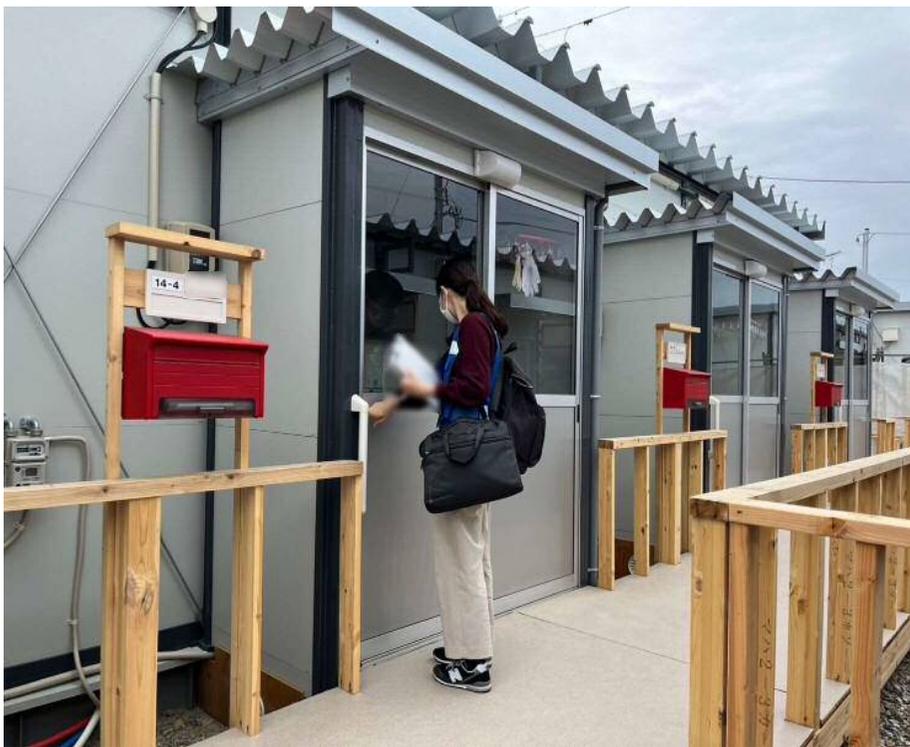
② 仮設住宅全戸訪問（旧門前町地区）

● 仮設住宅の状況

- ・ プレハブ住戸
- ・ バリアフリー化
（スロープ・車椅子住戸）
- ・ 家電の設置あり
（冷蔵庫・洗濯機・電子レンジ・エアコン・照明）
- ・ 集会スペースの設置



〈道下第1団地〉



〈清水第1団地〉



●仮設住宅全戸訪問の内容

- ・ 入居者の個人情報把握
（住所・家族構成・緊急連絡先等）
- ・ 被災状況の把握（自宅の損壊状況・避難経過等）
- ・ 既往歴・継続受診状況の把握
- ・ 被災後の心身の体調変化の把握
- ・ 不安やストレスの受け止め
- ・ 熱中症予防の啓発
- ・ 要配慮者の輪島市職員への申し送り



●仮設住宅入居者の状況

- ・ 自宅が全壊、もしくはは道路の寸断により自宅に帰宅不可の世帯から入居が開始。
- ・ 日中は、仕事・自宅の片付け・通院などで半数ほど不在。

独居または高齢者世帯が主



緊急時連絡先の把握が必要

同じ地区に居住していた住民を
同じ仮設住宅へ入居



通院時、車に同乗するなど、
住民同士で協力体制あり

●仮設住宅入居者の思い

自宅を取り壊す・修復する等の選択が必要

建築業者の人手不足により、それぞれの必要経費の算出ができず、今後の生活再建の方向性が決められない憤り

自宅の近くの仮設住宅に入居

畑に以前の近隣住民が集まり、会話することがストレスの発散につながっている

同居家族の死去・二度の被災

気持ちの整理ができない。無力感。

避難所から仮設住宅へ居所の変更

2年間の居所を確保したことへの安堵の気持ち

「金沢市内は便利でなんでもあったけど、あっちにはないものがここにはある」

災害対策として必要と感じた内容

【平時からの備え】

- ・ 地域住民同士のつながり
- ・ 地区ごとのハザードマップの周知
- ・ ハード面の防災対策
- ・ **受援体制の整備**

【発災4か月後（復旧・復興期）の支援】

- ・ 医療機関・福祉サービス等、生活に必要な社会資源の状況把握
- ・ **フェーズ・季節にあった健康課題に対する情報提供（アルコール問題・閉じこもった生活・熱中症予防）**
- ・ 個々の状況に寄り添った精神的支援
- ・ 要配慮者の確実な把握
- ・ 避難所でのプライバシー・衛生空間の確保
- ・ **居場所の確保**
- ・ 支援者の休息の確保

令和6年能登半島地震
派遣職員報告会 発表資料
【公費解体事業】



災害派遣のスケジュール

派遣期間: 令和6年4月30日(火)から5月7日(火)【8日間】

《1日目》 芦屋市から金沢市へ移動 公用車: 約4時間

《2日目》 AM: 金沢市から珠洲市へ移動 公用車: 約3時間
PM: 業務引継ぎ

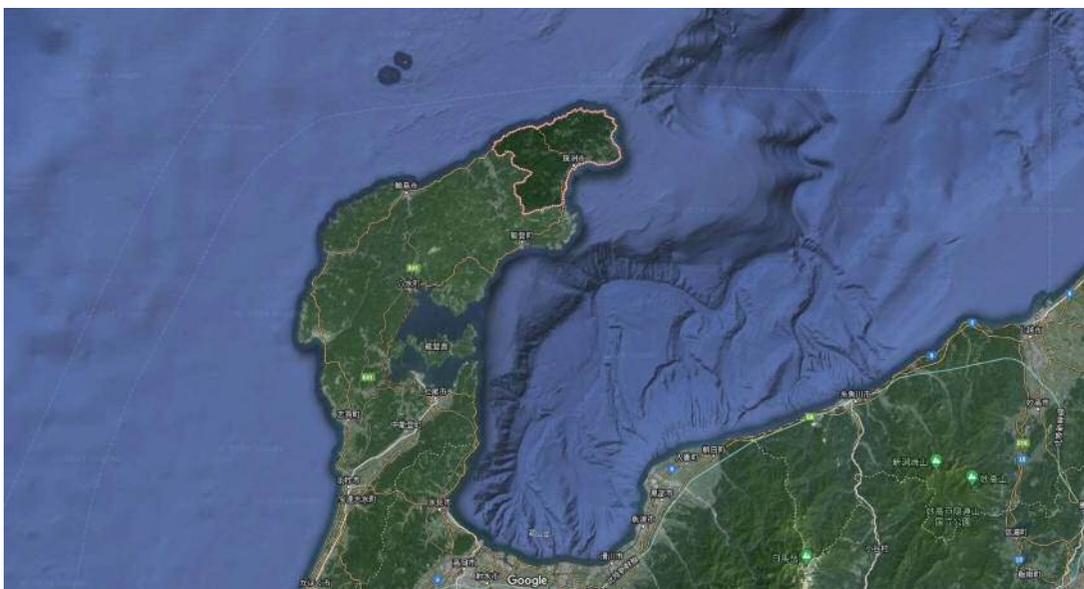
《3~6日目》 公費解体申請受付業務

《7日目》 AM: 業務引継ぎ 公用車: 約3時間
PM: 珠洲市から金沢市へ移動

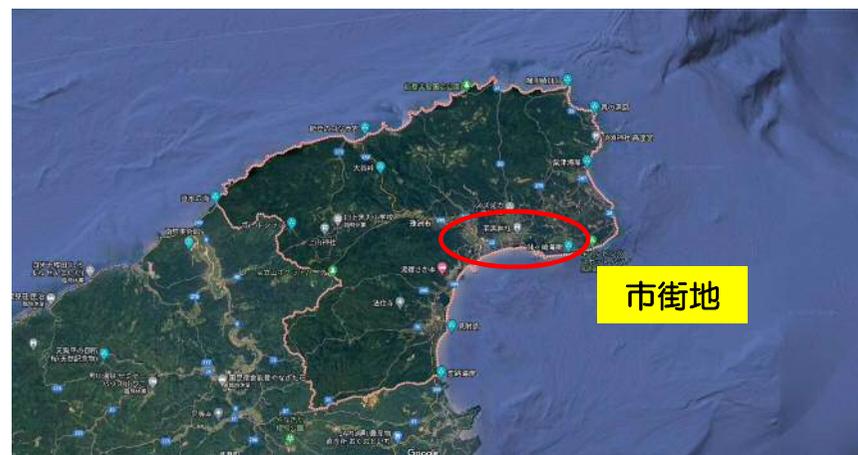
《8日目》 金沢市から芦屋市へ移動 公用車: 約4時間

珠洲市

～能登半島～



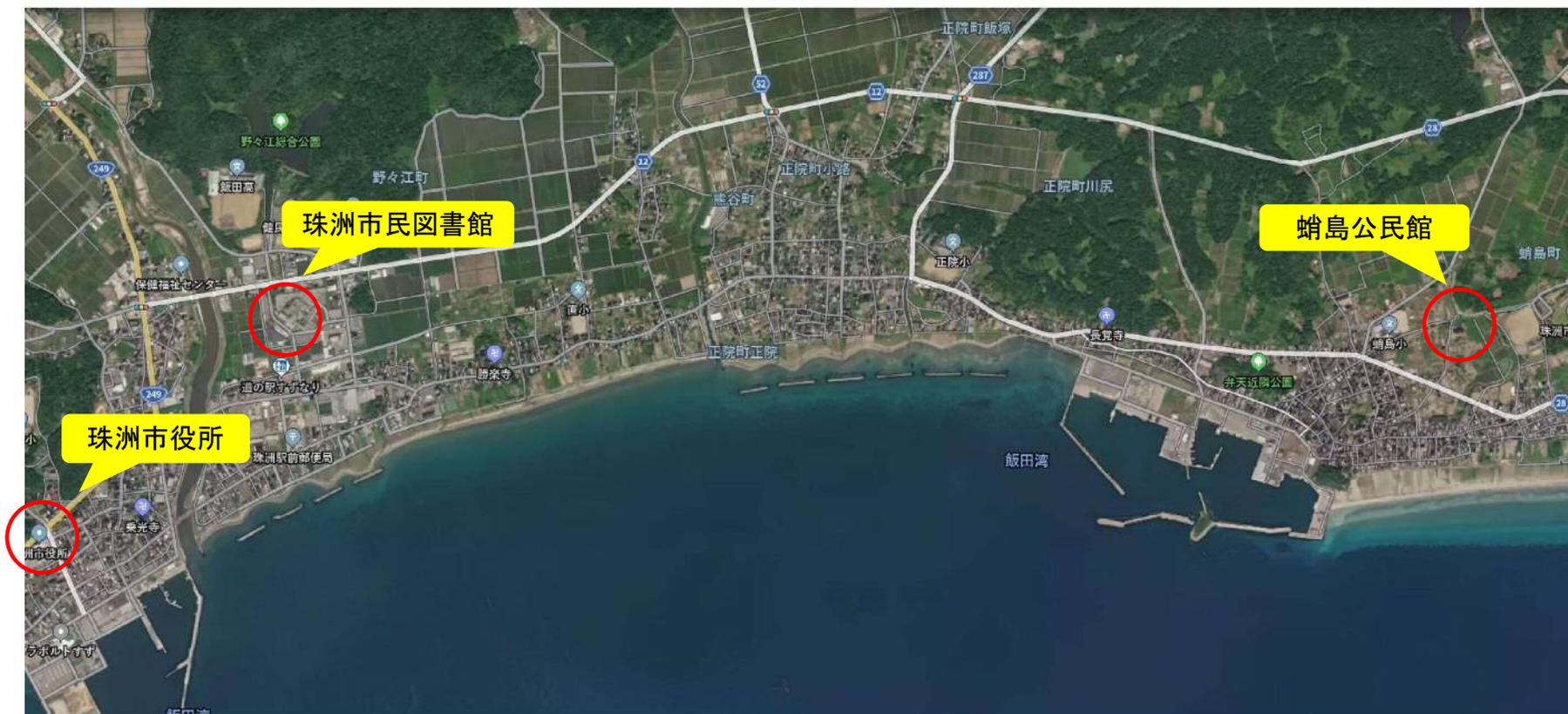
珠洲市は能登半島の先端に位置しています。



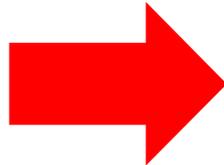
珠洲市

珠洲市

～市街地～



のと里山海道の一部区間
下り（金沢市から珠洲市）⇒ 開通
上り（珠洲市から金沢市）⇒ 封鎖（迂回）



珠洲市までの道中

～のと里山海道～



珠洲市の被災現状

～市街地の道路状況～



宿所

～蛸島公民館～



珠洲市民図書館

～申請受付施設の外觀～



珠洲市民図書館

～申請受付施設の内観～



主な派遣内容

派遣先:

珠洲市

業務場所:

珠洲市民図書館

業務内容:

公費解体の申請・相談等の受付

申請に伴う書類の公用請求(戸籍謄本、名寄(なよせ)帳、罹災・被災証明書等)

受付時間:

8時30分から18時30分(受付は、18時までで、1日の受付人数は、50~80人)

主な派遣元:(中長期派遣【1年程度】・短期派遣【1週間程度】)

総務省、財務省、金沢国税局、石川県(1名)、熊本市(2名)、福井県・その他県内市町村(10名)、
兵庫県芦屋市(2名)、静岡県藤枝市(1名)、岩手県陸前高田市(1名)

公費解体とは

公費解体とは・・・

災害発生時に被災した家屋等の解体・撤去は、**原則として、所有者の責任によって行うこととなる**。しかし、近年は災害の激甚化に伴い「**特定非常災害**」に指定された場合には全壊家屋とあわせて半壊家屋等の解体・撤去も**災害等廃棄物処理事業**の補助対象とされる(いわゆる**公費解体**)。

公費解体の主な内容とは・・・

災害による被害が甚大である場合、生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援を図り、被災地の迅速な復旧を図るための措置として、**市町村が所有者に代わって家屋等の解体・撤去を行うもの**。

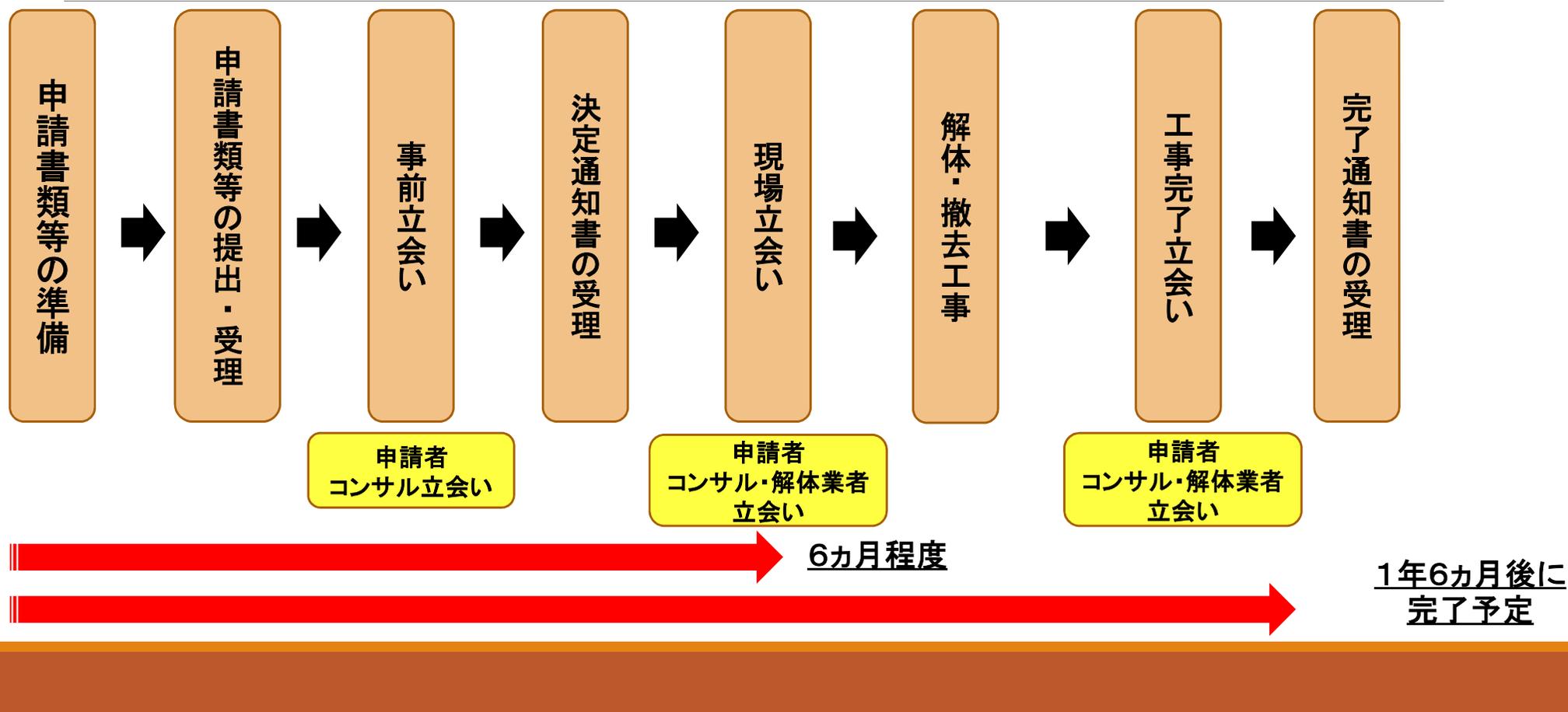
半壊家屋の解体費については、大量の災害廃棄物の発生が見込まれ、当該災害が「**特定非常災害**」に指定された場合には、補助対象となる。なお、全壊・半壊家屋を公費により解体した場合に発生する**廃棄物の収集・運搬、処分費用も補助対象**としている。

(引用:公費解体・撤去マニュアル第4版 抜粋)



公費解体の受付から解体までの流れ

《珠洲市の場合》



公費解体の対象になるもの・・・

～珠洲市の場合～

○対象になるもの

罹災証明書及び被災証明書で「**全壊**」・「**大規模半壊**」「**中規模半壊**」「**半壊**」と判定された**住居・納屋・倉庫等**

○条件付きで対象になるもの【現地調査で判断】

家屋に付属する浄化槽・便槽など

⇒住所と一体的に解体する場合のみ対象。敷地等の状況により解体等ができない場合あり。

ブロック塀、庭石、庭木など

⇒解体工事に支障がある場合、対象となる。

公費解体の 主な派遣業務内容

① 受付窓口

申請者の受付

内容に応じて“相談ブース”・“申請ブース”へ案内

② ≪申請受付 相談ブース≫

申請についての相談

≪申請受付 申請ブース≫

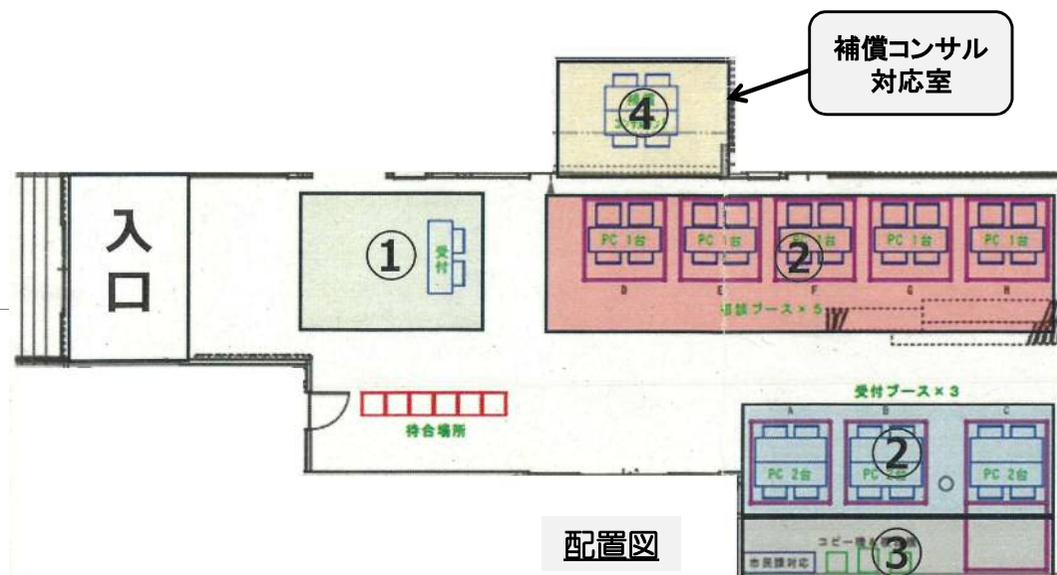
書類を持参している方の書類の確認・指摘等

提出書類に問題がなければ、受理

③ 市民からの電話窓口対応および公用請求対応(珠洲市で発行できるものに限る)

市民からの申請の予約・キャンセルや、必要書類等の問い合わせ対応。

市民課や課税課と連絡をとり、公費解体に伴う公用の資料請求を行う。罹災・被災証明書、名寄帳は即時発行(10~20分)、戸籍謄本は後日発行(1週間~10日程度)



Aが主に従事

Bが主に従事

申請受付で主に確認すること

罹災・被災証明書が発行されている建物等と申請書の建物等は、合っているか？

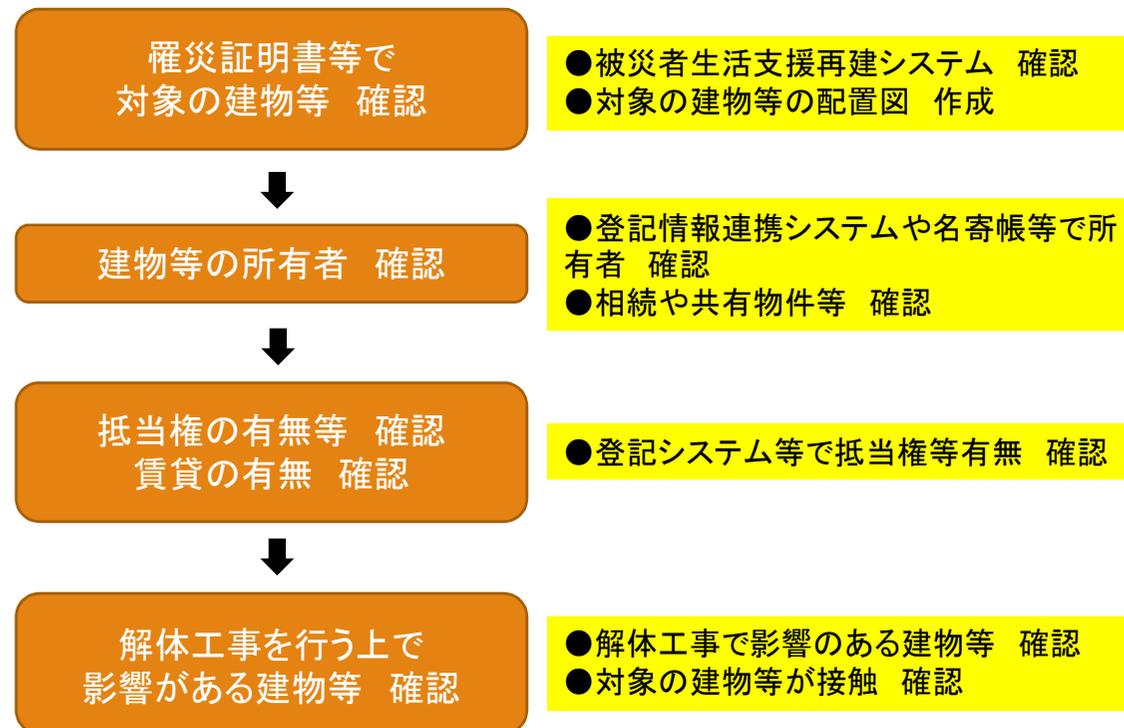
建物等に抵当権は設定されているのか？
賃貸の有無はあるのか？

建物等の所有者は誰なのか？
所有者が死亡していたら相続人は誰なのか？

解体作業を行う上で影響がある建物等はあるのか？



公費解体の受付審査のフロー



公費解体に必要な書類

- 様式第1号 被災家屋等の解体、撤去に係る申請書
- 様式第2号 令和5年地震に係る被災家屋等の解体・撤去に係る申請書の記載内容変更申請書兼申請書等転用承諾書
- 様式第5号 被災家屋等の解体、撤去に係る申請取下書
- 様式第7号 被災家屋等の配置図
- 様式第9号 被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する委任状（公費解体）
- 様式第10号 被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する同意書（公費解体）
（共有名義人・相続権者）
- 様式第11号 【相続関係図】
- 様式第12号 被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する同意書（公費解体）
（被災家屋等に関して設定した権利）
- 様式第13号 被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する同意書（公費解体）
（借家等の居住者）
- 様式第14号 被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する同意書（公費解体）
（隣接地権者等）
- 様式第15号 被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する同意書
（隣接建物所有者等）
- その他、自費解体に係る書類一式があります。

申請受付の様子

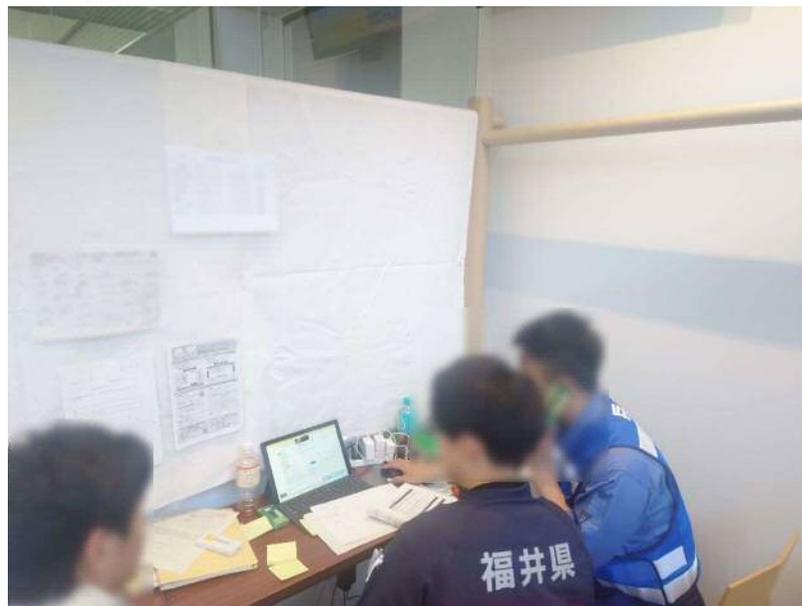


1回の申請・相談で、30分～1時間程度かかります。

一度の申請で受理できる方は、ほとんどいませんでした。
多くの方が申請書等が足りず、後日提出に来ております。

市民だけでなく、神社を保有する法人や中小企業も申請してます。

市民からの問い合わせ及び 公用請求対応の様子



2~3人体制で受付

市民からの予約やキャンセル手続きを、タブレットPCで操作します。システム上、1時間に1枠しか予約できず、予約となると1か月先となるため、窓口の空き状況を伝えています。

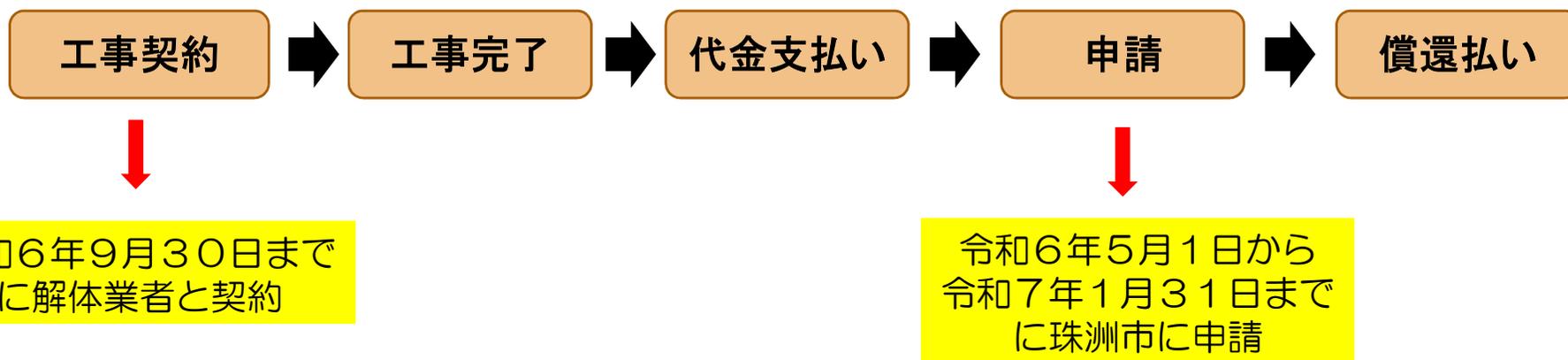
市民からの必要書類の問い合わせについて回答します。どの方も困っていたのが、相続人の戸籍謄本・同意書・印鑑登録証明書、隣地および建物の所有者の追跡でした。

各ブースから依頼のあった公用請求の用紙をスキャンし、担当課に依頼の電話をします。ほぼ名寄帳の取り寄せでした。

自費解体

《珠洲市の場合》

公費解体の実施決定前に被災された方が自らの費用負担によって解体・撤去をした者に対して、費用を償還する制度です。



※償還金額は、市の基準で算定しますので、支払われた費用の全額が償還とならない場合があります。

公費解体の業務について

災害派遣に行く前

公費解体って何？

罹災証明書と被災証明書に違いって何？

抵当権って何？

申請受付業務中

原戸籍って何？

名寄帳って何？

相続って何？

被災者生活支援再建システムって何？

登記情報連携システムって何？

自費解体って何？



引継ぎや派遣期間が長い方
と業務を実施すること

事前に専門的な知識等がなくても業務を行うことは可能だと考えます。
しかし、戸籍や登記の知識があれば、業務が行いやすい。

公費解体の業務で分かったこと

①半壊以上に判定された建物等には、住むことができないため、避難先から公費解体の申請に来ている方が多く、何度も申請に来るのは、申請者の負担が大きい。

金沢市（車で3時間）からの方が多かった。珠洲市では、説明会も随時開催実施していた。

②公費解体の申請に関する提出書類（申請書、相続人等の同意書、委任状等）やその添付書類（戸籍謄本、印鑑登録証明書等）が多い。特に所有者が死亡している場合、相続人に係る書類がかなり多くなる。

多い方で13人の相続人の同意書が必要な方がいた。

③公費解体の窓口だけでなく、戸籍謄本、印鑑証明書等を発行する市民課や名寄帳を発行する課税課は、公費解体の窓口対応中、開庁する必要がある。（GWなどの休日も含む）

珠洲市は、公費解体の窓口対応中、市民課及び課税課は開庁していた。